

# 国民健康保険加入者の皆さんへ

☎ 保険年金課 ☎ 463-0283

## こんなときには国民健康保険の届け出を国民健康保険に加入するとき

- ・他市町村から転入したとき（職場の健康保険などに加入していない場合）
- ・職場の健康保険などをやめたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき
- ・被扶養者の方が扶養を外れたとき

※75歳到達などにより被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方は新たに国民健康保険に加入する届け出が必要になります。

※手続きは、14日以内に届け出てください。

## 国民健康保険をやめるとき

- ・他市町村へ転出したとき
- ・職場の健康保険などへ加入したとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受け始めたとき
- ・後期高齢者医療制度の対象となったとき（75歳になって対象となる場合は届け出不要）

※手続きは、14日以内に届け出てください。

## 非自発的失業者に対する保険税の軽減措置があります

平成21年3月31日以降に離職した方で、雇用保険の特定受給資格者または、雇用保険の特定理由離職者として求職者給付を受ける方は、申請により軽減が受けられる場合があります。該当の方は、前年の給与所得を100分の30として保険税が算出されます。（離職から最長で2年度間有効）

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当される方が対象です。

申込時に必要なもの／雇用保険受給資格者証・本人確認の出来るもの

## 国民健康保険高齢受給者証を郵送します

7月下旬に世帯主の方に郵送します。発効期日から使用することができますので、医療機関などにかかるときは、国民健康保険被保険者証（保険証）と一緒に提示してください。

有効期限の切れた高齢受給者証をお持ちの方は、保険年金課までお返しいただくか、お手数ですがご自分で廃棄してください。

※高齢受給者証は、70歳の誕生月の翌月（誕生日が1日の方は誕生月）から使用できます。新たに該当する方には随時郵送します。

## 高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ診療月に支払った医療費が限度額を超えた場合は、超えた分について通知をいたしますので、申請することで払い戻されます。また、「限度額（減額）適用認定証」の交付を受け医療機関に提示することで、医療機関での精算時に負担を軽減することができます。

今回、平成29年8月から70歳以上の自己負担限度額が別表②のとおり変わります。

※70歳未満の方の自己負担限度額に、変更はありません。

## 保険税の軽減措置が拡大されます

政令等の一部改正により、4月1日(出)から別表①のとおり5割・2割軽減判定所得が変更されました。軽減措置を受けるための申請は不要ですが、世帯主および同一世帯内の被保険者が申告されていることが条件となります。

別表① 軽減判定所得の基準額

	改正前基準額（平成28年度）	改正後基準額（平成29年度）
5割軽減	33万円 + 26.5万円 × 被保険者数	33万円 + 27万円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 48万円 × 被保険者数	33万円 + 49万円 × 被保険者数